

大垣共立銀行健康保険組合並びに加入事業所が 共同で実施する健康診査事業の公表について

大垣共立銀行健康保険組合
理事長 小池 剛

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

大垣共立銀行健康保険組合（以下「当組合」といいます。）では、健康診査事業について、当組合の加入事業所（以下「事業所」といいます。）と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名について、次のように公表いたします。

1. 事業所との健康診査事業共同実施の趣旨について

健康経営の推進を踏まえ、健診受診状況の把握、健診結果の管理、事後指導等を効果的に行う

2. 共同利用する健診データについて

- ・健診受診状況
- ・労働安全衛生法に基づく健診項目および所見

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・各事業所健康管理担当部署の役職員
- ・当組合役職員

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・健診受診状況の把握および未受診者への受診勧奨
- ・健診結果の確認、事後指導の実施および健康相談

5. 健診結果データの管理責任者の氏名または名称

- ・各事業所健康担当部署部長または課長
- ・当組合の常務理事

以 上